

## 都市交通軸ワーキンググループ 規約

### (目的)

第 1 条 本ワーキンググループは、「都市交通施策の再整理に関する検討会 規約」(以下「検討会規約」という。)に基づき、都市交通軸の機能強化に関する事項について、専門的な検討を行うことを目的として設置する。

### (名称)

第 2 条 本ワーキンググループは、「都市交通軸ワーキンググループ」(以下「都市軸 WG」という。)と称する。

### (検討事項)

第 3 条 都市軸 WG は、次に掲げる事項について検討を行う。

- 一 都市交通軸に関する現状及び課題の整理に関する事項
- 二 都市交通軸における魅力や快適性の向上及び施策の方向性に関する事項
- 三 その他、都市軸 WG の目的を達成するために必要な事項

### (組織)

第 4 条 都市軸 WG は、委員をもって構成する。

- 2 都市軸 WG には、座長を置く。
- 3 座長は、都市軸 WG の会務を掌理し、都市軸 WG の検討を総括する。

### (委員)

第 5 条 委員は、学識経験者その他事務局が適当と認める者のうちから事務局が委嘱する。

- 2 委員の任期は、令和 9 年 3 月 31 日までとする。ただし、再任を妨げない。

### (検討結果の報告)

第 6 条 都市軸 WG は、検討結果を取りまとめ、検討会に報告するものとする。

### (会議の取扱い)

第 7 条 都市軸 WG の議事は、原則として非公開で行う。

- 2 都市軸 WG の資料及び議事概要は、委員及び発表者の確認を得た上で、国土交通省都市局街路交通施設課ホームページにおいて公開する。ただし、座長が必要と認める場合には、資料及び議事概要の全部又は一部を非公開とすることができる。

### (事務局)

第 8 条 都市軸 WG の事務は、国土交通省 都市局 街路交通施設課において処理する。

### (雑則)

第 9 条 本規約に定めるもののほか、都市軸 WG の運営に関し必要な事項は、座長が都市軸 WG に諮って定める。

### (附則)

第 1 条 本規約は、都市軸 WG の設置の日から施行する。